

神戸の技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」の魅力発信のための写真展企画・運営等業務に係る委託事業者の公募要領

1. 業務の目的

別紙、業務委託仕様書のとおり

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

神戸の技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」の魅力発信のための写真展企画・運営等業務

(2) 業務の内容

別紙、業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日（金）まで

(4) 委託金額

金 1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 神戸市男女活躍勤労課の希望する日時に打合せ及び、写真展を開催できる体制がとれ、緊急対応時の迅速な対応が可能であること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられているものがある企業でないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと。
- (5) 平成30・31年度または平成30年度の神戸市物品等競争入札参加資格を有する、もしくは、それと同等の要件を満たすこと。なお、神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明）、納税証明書を併せて提出すること。
- (6) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 神戸市から指名停止措置を受けている企業等でないこと。
- (9) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (10) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (11) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

4. 提出書類

以下の(2)～(6)をセットにして10部ずつ提出すること。また、(1)、(7)については1部提出すること。

- (1) 提案参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要書（様式2）
- (3) 業務実績書（様式3）
- (4)

- ①企画提案書（様式自由※ただし、A4サイズとする）
 - i) 写真展全体のテーマや考え方、工夫をまとめたもの。
 - ii) 写真展の開催場所ごとの詳細なイメージをまとめたもの。
- ②その他の魅力発信事業提案書（様式自由※ただし、A4サイズとする）
 - i) 魅力発信事業のテーマ、企画内容、実施期間などまとめたもの。

※提案書には事業者名を特定できる内容の記載はしないこと。

※写真の仕様等（素材、サイズ等）、必要な情報を明記すること。使用する写真の縦・横の比率は変更しないこと（ただし、トリミングは可）。

※モニターを使用する場合は、規格・大きさ等明記すること。

※ラフスケッチ等の具体的なイメージ等がわかるものをあわせて添付すること。

※その他の魅力発信事業で、別会場での写真展開催の提案を行う場合は、(4) ①の内容は必ず記載の上、提出すること。

- (5) 業務実施体制調書（様式4）
- (6) 配置予定者調書（様式5）
- (7) 見積書（様式自由。価格の内訳がわかるもの）

5. 事業者選定スケジュール

- (1) 公募要領の公表
平成30年7月25日（水）（神戸市ホームページよりダウンロード可能）
- (2) 質問書（様式6）提出期限
平成30年8月7日（火）17時まで
（電子メールまたはFAXにて送信）
- (3) 質問に対する回答
平成30年8月10日（金）予定
- (4) 参加資格審査関係書類（上記4）提出期限
平成30年8月24日（金）17時まで（持参又は郵送のときは必着）
- (5) 委託事業者選定委員会（以下「委員会という。」）を実施の上、事業者選定及び契約締結
平成30年9月上旬（予定）

6. 質問方法

提案にあたって、質問事項のある場合は質問書（様式6）に記載して電子メールまたはFAXにより8月7日（火）17時までに送信すること。応募者間の公平を確保するために必要と認められた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載した神戸市ホームページに8月10日（金）を目途に掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7. 事業者の選定方法

- (1) 事業者選定にあたり、非公開の委員会にて提出書類に関するヒアリング及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、委員会の日時、場所等の詳細は、後日対象者に通知する。
- (2) 委員会では、事業者名を伏せた上で、提案内容に関する評価を行う。委員は、評価基準に沿って100点満点で評価を行い、各委員の点数の合計点が最も高い事業者を業務委託予定者とする。
- (3) 評価基準については別紙採点表を参照。
- (4) 各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、評価項目「写真展の内容・構成」の点数を比較し、最も高い事業者を選定する。
- (5) 契約にあたっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。
- (6) 参加者が一社の場合でも同様に評価を実施し、委員会における協議の結果、委託予定者なしとする場合がある。
- (7) 選定結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に電話ならびにFAXにて連絡を行う。なお、選定にかかる経緯や結果に関する問合せは受け付けない。

8. その他

- (1) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、提出者に無断で使用することはない。

9. 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市市民参画推進局 参画推進部 男女活躍勤労課 担当：安部、石田

電話：078-322-5177 FAX：078-322-6033

電子メールアドレス：kinrou@office.city.kobe.lg.jp

評価基準 採点表

1. 事業者の選定方法

見積額に基づく価格点と選定委員会で下記表の評価項目から評価される内容点をそれぞれ算出の上、最も得点の高い事業者を選定する。なお、内容点が5割に満たないものは、採用しないものとする。

$$\text{総合評価点 (100点満点)} = \text{内容点 (90点)} + \text{価格点 (10点)}$$

2. 価格点について

価格点は、総合評価点100点満点のうち10点満点とし、以下の式によって事務局が算出する。なお、小数点以下第1位を四捨五入した価格点を算出する。

$$\text{価格点 (10点満点)} = 10 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$$

3. 配点表について

評価項目	内容	配点
① 写真展の内容・構成	写真展全体のテーマや考え方が、単なる技能職者の紹介に終わることなく、事業趣旨と合致しているものとなっているか。	10点
	各写真展について、技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」を彷彿させる洗練された展示内容やデザインとなっているか。	25点
	各写真展について、来場者が立ち寄りやすく、見やすい展示構成やレイアウトとなっているか。	25点
② 企画・運営体制	業務実施に必要な責任者、役割分担等が具体的に示され、男女活躍勤労課の要請に応じて即時の対応ができる体制となっているか。	10点
③ その他の魅力発信事業	指定した開催場所での写真展の他に、事業趣旨に沿った魅力的な発信事業を提案しているか。	20点
合 計		90点